

# 飯島町勤労者互助会

## ご加入のしおり



## 飯島町勤労者互助会

事務局 飯島町飯島2537番地  
(飯島町役場内 産業振興課商工係 内)  
電話・有線 0265-86-3111  
FAX 0265-86-6781

# ぜひご加入ください！

## ◆加入できる方

町内の中小企業に勤務する従業員及び事業主のみなさま

## ◆入会の申し込み

入会申込書に記入の上、事務局（役場産業振興課商工係）へお申し込みください。

## ◆入会金

1人あたり 200円

（入会后、会費の納入にあわせてお支払いいただきます）

## ◆会費

1人あたり 月額300円

（毎年6月と11月の末日に、半年分をお支払いいただきます）

## ◆事業の内容等

- 1) 給付金給付事業（別紙一覧のとおり）
- 2) 行事レクレーション
- 3) 町内施設の利用補助
- 4) 上伊那郡内の宿泊施設利用補助
- 5) 飯島町文化館事業の鑑賞補助
- 6) 健診補助
- 7) 全労済サービスの提供
- 8) 資金貸付事業

## ◆ほかにもこんなメリットが・・・

小中高就学や勤続などの各種お祝金、傷病見舞金などの給付が受けられます！

人間ドックの受診費用の一部を補助しています！

町内施設（プール・キャンプ場など）の利用補助があります！

# 飯島町勤労者互助会事業内容

## 1 組織強化事業

- (1) 会員の拡大、加入推進を積極的に行う。
- (2) 会報の発行や厚生事業などを通じ、会員相互の交流、情報交換を図る。
- (3) 将来的な互助会広域化を視野に入れ、近隣市町村互助会との情報交換等を行う。

## 2 給付事業

### (1) 給付金給付事業

(一財)全国勤労者福祉振興協会との契約による給付、および当互助会独自の追加給付により、会員相互扶助活動の推進を図る。(別表)

### (2) 全労済各種共済の取扱い

- ①火災共済・自然災害共済の取扱いを行う。
- ②団体向け共済(団体生命共済、団体年金共済等)の取扱いを行う。

## 3 資金貸付事業

飯島町及び長野県労働金庫駒ヶ根支店と連携・協調し、生活資金・住宅資金の融資斡旋を行う。

### (1) 飯島町及び長野県労働金庫駒ヶ根支店と協調融資

#### ①飯島町勤労者生活資金

- ・融資限度額 200万円
- ・融資利率 資金の用途に応じ適用金利より0.01%引下げた利率(保証料は別途)
- ・貸付期間 10年以内

#### ②長野県労働金庫駒ヶ根支店の融資

- ・住宅ローン、カーローン車天狗、教育ローン等
- ・条件は長野県労働金庫の定めるところによる。

## 4 厚生事業

### (1) 行事レクリエーション

会員相互の交流と親睦を目的にレクリエーション(旅行等)事業を行う。

### (2) 町内施設の利用補助(会員一人一回)

- ①与田切公園プールの無料入場券の交付
- ②与田切公園キャンプ場利用補助券(1,000円)の発行
- ③千人塚公園キャンプ場利用補助券(1,000円)の発行
- ④飯島陣屋の無料入場券の交付

(3) 宿泊施設の利用補助（会員一人一回）

会員の余暇利用及び元気回復を目的に、次の指定施設の利用者に対して一人一泊1,000円の補助を行う。

※利用するときには、補助券の発行を事前に事務局へ依頼し当日施設へ提出する。

所在市町村	施設名
駒ヶ根市	すずらん荘、駒ヶ根ユースホステル、駒ヶ根キャンプセンター 駒ヶ根高原リゾートリンクス、ホテル季の川、季澄香
伊那市	高遠さくらホテル
辰野町	たつのパークホテル
箕輪町	みのわ温泉ながた荘
南箕輪村	大芝荘
中川村	望岳荘

(4) 飯島町文化館の鑑賞補助

いいじま文化サロン主催事業について、鑑賞補助券の発行を行う。

(5) 健診補助

人間ドック受診者補助を行う。（経費の5/10まで、上限5,000円）

(6) 施設共有化事業 割引シール付会員証の交付

共済会で指定する施設で会員証を提示すると、割引等のサービスを受けることができる。会員一人一枚交付。

(7) 長野県市町村勤労者互助会（南信支部）事業への参加

計画があれば参加を呼びかける。

(8) 長野県暮らしサポートセンターへの加入

無料法律相談、無料税務相談、電話によるなんでも相談等のサービスを受けることができる。

5 その他事業

(1) 評議員会、理事会の開催

別表1 全労済協会給付金

給付事由			給付金額（円）		
死亡保険金	会員本人	交通事故により死亡した場合	900,000		
		不慮の事故により死亡した場合	500,000		
		疾病により死亡した場合	71歳未満	300,000	
			71歳以上	150,000	
死亡弔慰金	会員の配偶者が死亡した場合		50,000		
	会員の子が死亡した場合		10,000		
	会員の親が死亡した場合		5,000		
	会員の同居親族が住宅災害により死亡した場合		10,000		
遺重 障度 害障 保保 険害 ・保 金後	会員本人	交通事故により後遺障害の状態となった場合	900,000～36,000		
		不慮の事故により後遺障害の状態となった場合	500,000～20,000		
		疾病により重度障害の状態となった場合	71歳未満	300,000	
			71歳以上	150,000	
傷病休業保険金	会員本人	傷病により右の期間を休業した場合	14日以上	5,000	
			30日以上	10,000	
			60日以上	15,000	
			90日以上	20,000	
			120日以上	25,000	
			住宅災害保険金	火災等による	会員の居住する建物・家財の損害の程度が右の割合となった場合
30%以上50%未満	140,000				
20%以上30%未満	100,000				
20%未満	40,000				
住宅災害保険金	自然災害による	会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合	70%以上		60,000
			20%以上70%未満		30,000
			20%未満		6,000
		会員の居住する建物の床上浸水			12,000
祝金	結婚祝金	会員が結婚した場合	10,000		
	出生祝金	会員に子が出生した場合	5,000		
	就学祝金	会員の子が小学校に入学した場合	3,000		
	結婚記念祝金	会員が結婚して15周年（水晶婚）の記念日を迎えた場合	5,000		
餞別金	退会餞別金	会員が在会して10年以上の期間を経過して退会した場合	3,000		

※給付の請求は、給付事由が発生した日の翌日から3年以内とする。

別表2 飯島町勤労者互助会 付加給付金

給付事由			給付金額 (円)	
祝金	結婚記念祝金	会員が結婚して25周年（銀婚）の記念日を迎えた場合	5,000	
	還暦祝金	会員が満60歳になった場合	5,000	
	成人祝金	会員が満20歳になった場合	5,000	
	就学祝金	会員の子が中学校に入学した場合		5,000
		会員の子が高校に入学した場合		5,000
	勤続祝金	会員の勤続年数	10年	5,000
			20年 ※	10,000
30年 ※			15,000	

※給付の請求は、給付事由が発生した日の翌日から3年以内とする。

※勤続祝金について、加入年数により以下のとおりとする。

	加入年数	給付金の額	
20年勤続	3年未満	給付額の50%	5,000
30年勤続	5年未満		8,000